

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第11編 第1章 第1節	<p>公園緑地編 基盤整備 適用</p> <p>1 本章は、公園緑地工事における施設撤去工、敷地造成工、植栽基盤工、法面工、公園カルバート工、擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p>2</p> <p>3 仮設工は、第3編第1章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3土木工事共通編の規定によるものとする。</p>	第11編 第1章 第1節	<p>公園緑地編 基盤整備 適用</p> <p>本章は、公園緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>1</p> <p>2 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</p> <p>3 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。</p> <p>4 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。</p>	再編による工種の追記
第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p> <p>また、基準類に改訂があり基準等に変更がある場合についても監督職員に確認を求めるものとする。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成16年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－施工指針（昭和61年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成2年8月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（昭和61年11月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－のり面工・斜面安定工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－排水工指針（昭和62年6月）</p> <p>国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針（平成3年10月）</p> <p>国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針（平成3年7月）</p>	第2節	<p>適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版）（平成25年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－盛土工指針（平成22年4月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル（平成21年4月）</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 （平成12年3月） <u>(社)全国特定法面保護協会 のり枠工の設計・施工指針</u> （平成18年11月）</p>		<p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 <u>(平成24年5月)</u> 全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 <u>(平成25年10月)</u> <u>建設省 土木構造物設計マニュアル（案）「土工構造物・橋梁編」</u> <u>(平成11年11月)</u> <u>建設省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引（案）「ボックスカルバート・擁壁編」</u> <u>(平成11年11月)</u> <u>国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）「樋門編」</u> <u>(平成13年12月)</u> <u>国土交通省 土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）</u> <u>(平成13年12月)</u> <u>国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準</u> <u>(平成18年6月)</u> <u>国土交通省 発生土利用基準</u> <u>(平成18年8月)</u></p>	適用諸基準の改正及び追加
第4節 1-4-1	<p>敷地造成工 一般事項 本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、<u>作業残土処理工</u>、路床安定処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	第3節 1-3-1	<p>敷地造成工 一般事項 1 本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、路床安定処理工、<u>置換工</u>、<u>サンドマット工</u>、<u>バーチカルドレーン工</u>、<u>残土処理工</u>その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	再編による工種の追記
1-4-2	<p>表土保全工 2 <u>請負者</u>は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これに<u>示されていない</u>場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	1-3-2	<p>表土保全工 2 <u>受注者</u>は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これに<u>より難しい</u>場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の修正
	<p>3 <u>請負者</u>は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬し、これに<u>示されていない</u>場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>		<p>3 <u>受注者</u>は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬するものとするが、これに<u>より難しい</u>場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の修正
	<p>4 <u>請負者</u>は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止<u>など</u>の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。</p>		<p>4 <u>受注者</u>は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由		
編章節条		編章節条				
1-4-8	<p>作業土処理工 作業残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定によるものとする。</p>	1-3-9	<p>置換工 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p>	再編による工種の追記		
		1-3-10	<p>サンドマット工 サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p>			
		1-3-11	<p>バーチカルドレーン工 バーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7バーチカルドレーン工の規定による。</p>			
				1-3-12	<p>残土処理工 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p>	再編による工種の追記
				第4節	<p>公園土工</p>	
				1-4-1	<p>一般事項 本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p>	
				1-4-2	<p>小規模造成工</p>	
				1	<p>受注者は、小規模掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。</p>	
				2	<p>受注者は、小規模掘削により崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	
				3	<p>受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</p>	
		4	<p>受注者は、小規模敷均・締固にあたり、盛土箇所が残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。</p>			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		5	<u>受注者は、盛土箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</u>	再編による工種の追記
		1-4-3	<u>残土処理工 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</u>	
第5節 1-5-1	植栽基盤工 一般事項	第5節 1-5-1	植栽基盤工 一般事項	表現の修正
3	植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これに <u>示されていない</u> 場合は、工事着手前に、監督職員と協議のうえ、ph、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。	3	植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これに <u>より難しい</u> 場合は、工事着手前に、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。	
1-5-2	材 料	1-5-2	材 料	表現の修正
2	(7) <u>請負者</u> は、設計図書に示された支給品を用いる場合は、監督職員と協議しなければならない。	2	(7) <u>受注者</u> は、設計図書に示された支給品を用いる場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	
1-5-4	土層改良工	1-5-4	土層改良工	表現の修正
4	<u>請負者</u> は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締め固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、 <u>請負者</u> は、耕起回数が設定しがたい場合は、試験施工を行い、監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。	4	<u>受注者</u> は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締め固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、 <u>受注者</u> は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議のうえ、回数設定を行わなければならない。	
1-5-5	土性改良工	1-5-5	土性改良工	表現の修正
4	<u>請負者</u> は、除塩の施工については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) <u>請負者</u> は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。 (2) <u>請負者</u> は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものとし、これに <u>示されていない</u> 場合は、監督職員と協議しなければならない。	4	除塩の施工については、設計図書によるものとし、これに <u>より難しい</u> 場合は、 <u>以下の各号の規定による。</u> (1) <u>受注者</u> は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。 (2) <u>受注者</u> は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものとし、これに <u>より難しい</u> 場合は、 <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-5-6	<p>表土盛土工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、表土盛土工の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>請負者</u>は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って、<u>3%程度の表面排水勾配</u>を設け、また、端部の法面勾配は1:1.8未満としなければならない。</p> <p>3 <u>請負者</u>は、流用表土<u>盛土</u>及び発生表土<u>盛土</u>、採取表土<u>盛土</u>、購入表土<u>盛土</u>の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	1-5-6	<p>表土盛土工</p> <p>1 表土盛土工の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u></p> <p>(1) <u>受注者</u>は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って、<u>3～5%の表面排水勾配</u>を設け、また、端部の法面勾配は1:1.8未満としなければならない。</p> <p>3 <u>受注者</u>は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の修正
1-5-7	<p>人工地盤工</p> <p>2 <u>請負者</u>は、フィルターの施工については、フィルターの<u>破損</u>を確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p>	1-5-7	<p>人工地盤工</p> <p>1 <u>受注者</u>は、<u>防水の施工については、「公共建築 改修工事標準仕様書（建築工事編）」第3章防水 改修工事の規定による。</u></p> <p>2 <u>受注者</u>は、<u>押さえコンクリートの施工については、設計図書に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。</u></p> <p>3 <u>受注者</u>は、<u>目地板の施工については、設計図書に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。</u></p> <p>5 <u>受注者</u>は、フィルターの施工については、フィルターの<u>破損がないこと</u>を確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>6 <u>受注者</u>は、<u>防根シートの施工については、防根シートの破損がないこと</u>を確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>8 <u>受注者</u>は、<u>立排水浸透桝の施工については、設計図書によらなければならない。</u></p> <p>9 <u>受注者</u>は、<u>立排水浸透桝の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第6節 1-6-1	法面工 一般事項 2 請負者は、法面の施工については、 <u>道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工、のり砕工の設計・施工指針第5章施工、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</u> の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	第6節 1-6-1	法面工 一般事項 2 <u>受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<u>設計図書</u>に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	適用諸基準の改正
1-6-3	法面ネット工 1 <u>埋設ネットは、法面上に金網を張り、その上に厚層基材吹付工を行い、金網によって客土層を保持することとする。被覆ネットは、植生工を施工した後、その上から金網で被覆し、植物の崩落を防止することとする。樹脂ネットは、植生工を施工した後、その上から樹脂性のネットで被覆し、植物の崩落を防止することとする。</u> 3 <u>請負者は、埋設ネットおよび被覆ネットの施工については、下記の事項により施工しなければならない。</u> (3) <u>請負者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、アンカー長、本教を監督職員と協議しなければならない。</u>	1-6-3	法面ネット工 2 <u>法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。</u> (3) <u>受注者は、法肩部では巻き込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、<u>設計図書</u>に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	表現の修正 再編による削除
1-6-5	編柵工 3 <u>請負者は編柵の材料については、設計図書に示された材料で全部まかなえない場合は、監督職員の承諾を得てほかの材料を混用することができる。</u> 5 <u>請負者は、樹脂製の編柵の色については、設計図書によるものとし、これに<u>示されていない</u>場合は監督職員と協議しなければならない。</u>	1-6-6	編柵工 3 <u>受注者は編柵の材料については、設計図書に示された材料で全部まかなえない場合は、<u>設計図書</u>に関して監督職員の承諾を得てほかの材料を混用することができる。</u> 5 <u>受注者は、樹脂製の編柵の色については、設計図書によるものとし、これにより<u>難い</u>場合は、<u>設計図書</u>に関して監督職員と協議しなければならない。</u>	表現の修正 表現の修正
1-6-7	かご工 1 <u>請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、<u>15cm～25cm</u>のもので、<u>じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。</u></u>	1-6-7	かご工 <u>かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</u>	表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	請負者は、じゃかごの詰め石については、じゃかごの先端から石を詰め込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩および法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。			再編による削除
3	請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをし、てかご頭の位置を定めなければならない。			
4	請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。			
5	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。			
6	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5cm～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15cm～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。			
7	請負者は、水中施工など特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。			
8	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。			
		第7節 1-7-1	<p><u>軽量盛土工</u> <u>一般事項</u> 本節は、<u>軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</u></p>	
		1-7-2	<p><u>軽量盛土工</u> <u>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第8節	擁壁工	第8節	擁壁工	再編による工種の追記
1-8-1	<p>一般事項</p> <p>1 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、<u>小型擁壁工</u>、<u>水替工</u>、コンクリートブロック工、<u>緑化ブロック工</u>、石積工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2 <u>請負者は、擁壁工の施工については、道路土工-擁壁工指針2-5施工一般および土木構造物標準設計第2巻解説書4-3施工上の注意事項の規定によらなければならない。</u></p>	1-8-1	<p>一般事項</p> <p>1 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、<u>補強土壁工</u>、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 <u>受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工-擁壁工指針2-5・3-4施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書4-3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	
1-8-2	<p>材 料</p> <p>1 <u>請負者は、石積工の石材については、設計図書に示された石材の大きさおよび形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。以下の規定によるものとする。</u></p>	1-8-2	<p>材 料</p> <p>1 <u>受注者は、石積工の石材については、設計図書に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。</u></p>	表現の修正
1-8-5	<p>プレキャスト擁壁工</p> <p>1 <u>請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆工型擁壁の施工については、基礎との密着をほかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請負者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆工型擁壁の目地施工においては、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。</u></p>	1-8-5	<p>プレキャスト擁壁工</p> <p><u>プレキャスト擁壁の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</u></p>	再編による工種の追記及び削除
1-8-6	<p><u>小型擁壁工</u></p> <p><u>小型擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</u></p>	1-8-6	<p><u>補強土壁工</u></p> <p><u>補強土壁の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</u></p>	
1-8-7	<p><u>水替工</u></p> <p><u>水替工の施工については、第3編2-10-7水替工の規定によるものとする。</u></p>			

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-8-8	コンクリートブロック工 コンクリートブロック工の施工については、 <u>第3編2-5-3コンクリートブロック工</u> の規定によるものとする。	1-8-7	コンクリートブロック工 1 コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工、 <u>2-5-4緑化ブロック工</u> の規定による。 2 <u>受注者は、止杭の施工にあたり、止杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</u> 3 <u>受注者は、止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。</u>	再編による工種の追記
1-8-9	<u>緑化ブロック工</u> <u>緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化ブロック工の規定によるものとする。</u>			再編による削除
第7節	公園カルバート工	第9節	公園カルバート工	
1-7-1	一般事項 1 本節は、公園カルバート工として作業土工、 <u>現場打カルバート工</u> 、プレキャストカルバート工、 <u>土留・仮締切工</u> 、 <u>水替工</u> その他これらに類する工種について定めるものとする。 2 <u>請負者は、公園カルバート工の施工にあたっては、道路土工-カルバート工指針4-1施工一般、道路土工-排水工指針2-3道路横断排水、PCボックスカルバート道路埋設指針4施工の規定によらなければならない。</u> 3 <u>本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</u>	1-9-1	一般事項 1 本節は、公園カルバート工として作業土工、 <u>場所打函渠工</u> 、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>公園プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</u>	再編による変更
1-7-2	材 料 <u>請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料については、設計図書によるものとするが、記載なき場合は、PCボックスカルバート道路埋設指針2製品規格、鉄筋コンクリート製プレキャストカルバート道路埋設指針2製品規格の規定によらなければならない。</u>	1-9-2	材 料 <u>受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</u>	適用諸基準の改正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-7-4	<p><u>現場打カルバート工</u></p> <p>2 <u>請負者</u>は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、<u>請負者</u>は、これを変更する場合には、施工方法を<u>監督職員に提出しなければならない</u>。</p> <p>3 <u>請負者</u>は、海岸部での施工については、塩害について第1編第3章第2節第3項により施工しなければならない。</p> <p>4 <u>請負者</u>は、<u>足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手方法その緊結方法に注意して組み立てなければならない。また、足場から工具・資材などが落下するおそれがある場合は、落下物防護工を設置するものとする。</u></p> <p>5 <u>請負者</u>は、目地材及び止水板の施工について、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	1-9-4	<p><u>場所打函渠工</u></p> <p>2 <u>受注者</u>は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、<u>受注者</u>は、これを変更する場合には、施工方法を<u>施工計画書に記載しなければならない</u>。</p> <p>3 <u>受注者</u>は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節<u>適用すべき諸基準第3項塩分の浸透防止</u>により施工しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者</u>は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>表現の修正</p> <p>再編による削除</p>
1-7-5	<p><u>プレキャストボックスカルバート工</u></p> <p>1 <u>請負者</u>は、<u>現地の状況により、設計図書に示された据付け勾配によりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請負者</u>は、<u>プレキャストカルバート工の施工については、基盤との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない</u>。</p> <p>3 <u>請負者</u>は、<u>プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、PCボックスカルバート道路埋設指針4.5.4および鉄筋コンクリート製プレキャストカルバート道路埋設指針4.4.3の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。</u></p>	1-9-5	<p><u>プレキャストカルバート工</u></p> <p><u>プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</u></p>	<p>再編による変更及び削除</p>

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 1-3-1	<p><u>施設撤去工</u> 一般事項</p> <p>1 本節は、<u>施設撤去工</u>として<u>構造物取壊し工</u>、公園施設撤去工、移設工、伐採工、<u>伐開工</u>、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める<u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>請負者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1-1-18建設副産物の規定によらなければならない。</u></p> <p>3 <u>請負者は、殻、発生材などの処理を行う場合は、関係法令に基づき適正に処理するものとし、殻運搬処理および発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>請負者は、殻および発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</u></p>	第10節 1-10-1	<p><u>公園施設等撤去・移設工</u> 一般事項</p> <p>本節は、<u>公園施設等撤去・移設工</u>として、公園施設撤去工、移設工、<u>伐採工</u>、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。</p>	再編による変更及び削除
1-3-2	<p><u>構造物取壊し工</u> <u>構造物取壊し工の施工については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定によるものとする。</u></p>			再編による削除
1-3-3	<p>公園施設撤去工</p> <p>2 <u>請負者</u>は、設計図書に表示のない工作物、地下埋設物及び設計図書に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	1-10-2	<p>公園施設撤去工</p> <p>2 <u>受注者</u>は、設計図書に表示のない工作物、地下埋設物及び設計図書に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の修正
1-3-4	<p>移設工</p> <p>1 <u>請負者</u>は、移設工の施工については、<u>下記の事項により施工しなければならない。</u> (1) <u>請負者</u>は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋め戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、監督職員の指示に従い、速やかに原形復旧しなければならない。</p>	1-10-3	<p>移設工</p> <p>1 移設工の施工については、<u>以下の各号の規定による。</u> (1) <u>受注者</u>は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員の指示に従い、速やかに原形復旧しなければならない。</p>	表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>3 請負者は、景石の据付については、設計図書に示されていない場合は、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりについて監督職員と協議のうえ、本据えを行わなければならない。</p>	3	<p>受注者は、景石の据付けについては、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。</p>	表現の修正
1-3-5	<p>伐採工</p> <p>1 請負者は、高木伐採、中低木伐採および枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断するとともに主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法について、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	1-10-4	<p>伐採工</p> <p>1 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。</p>	再編による追記
1-3-6	<p>伐開工</p> <p>1 請負者は、人力伐開、機械伐開除根の施工については、現況地盤に近い位置で樹木の伐開を行わなければならない。</p> <p>2 請負者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、現場内において処理するものとする。 なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3 請負者は、伐開除根作業が設計図書に示されない場合は、表1-1に従い施工しなければならない。 また、請負者は、表1-1の盛土高1mを越える場合であっても、根株が将来腐食して盛土、構造物の基礎、地下埋設物に影響を及ぼすおそれがある場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>4 請負者は、発生木材処分の施工については、設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>			再編による削除

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-3-7	<p>発生材再利用工 <u>請負者</u>は、発生材再利用工の施工については、設計図書よるものとするが、これに<u>示されていない</u>場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	1-10-5	<p>発生材再利用工 <u>受注者</u>は、発生材再利用工の施工については、設計図書によるものとするが、これに<u>より難しい</u>場合は、<u>設計図書に関して</u>監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の修正
第2章 第1節	<p>植栽適用 1 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、仮設工その他これらに類する工種について適用する<u>ものとする</u>。</p>	第2章 第1節	<p>植栽適用 1 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、<u>構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工</u>、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p>	再編による工種の追記及び表現の修正
	<p>2 仮設工は、第3編<u>第1章第10節仮設工</u>の規定による<u>ものとする</u>。</p>		<p>2 <u>構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</u></p>	
	<p>3 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定による<u>ものとする</u>。</p>		<p>3 仮設工は、<u>第3編2-10仮設工</u>の規定による。</p>	条項の修正
第2節	<p>適用すべき諸基準 <u>請負者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類に<u>よらなければならない</u>。 <u>また、基準類に改訂があり基準等に変更がある場合については監督職員に確認を求めるものとする。</u></p>	第2節	<p>適用すべき諸基準 <u>受注者</u>は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。<u>これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない</u>。 <u>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない</u>。</p>	表現の修正
	<p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成16年6月） <u>建設省 公共用緑化樹木の品質寸法規格基準（案）</u> （平成8年2月）</p>		<p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版） （平成25年6月）</p>	適用諸基準の改正
	<p>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針 （平成7年9月）</p>		<p><u>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）の解説</u> （平成21年2月）</p> <p>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成7年9月）</p> <p><u>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説</u>（昭和63年12月）</p>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第3節 2-3-1	<p>植栽工 一般事項</p> <p>1 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定める<u>ものとする。</u></p> <p>2 請負者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植え替えなければならない。枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督職員と請負者が立会うものとし、植替えの時期については、監督職員と協議するものとする。 なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。 なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。</p> <p>3 請負者は、植栽する樹木等の枯損を防ぐため、搬入日に植え付けられるようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は、根鉢が乾燥しないように、こもまたはむしろの保護材で十分養生するものとする。</p> <p>4 請負者は、植え付けや掘り取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締め固めないように施工しなければならない。</p>	第3節 2-3-1	<p>植栽工 一般事項</p> <p>1 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督職員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。 なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。</p> <p>3 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p>	再編による工種の追記 表現の修正
				表現の修正
				表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		4	受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	再編による工種の追記
		5	受注者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。	
		6	受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督職員に速やかに報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
		7	受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。	
		8	受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。	
		9	受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。 (1)受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。 (2)植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。 (3)樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
			<p>(4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p>(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、添木の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。 また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(14) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に報告し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p>	再編による工種の追記

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-3-2	材 料	2-3-2	材 料	再編による工種の追記
1	樹木は、「建設省 公共用緑化樹木の品質寸法規格基準(案)」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	1	樹木は、「 <u>国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)</u> 」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有する	
2	地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料については、設計図書によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。 (1) 草本類、つる性類およびササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉および根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。着花類については花およびつぼみの良好なものとする。 <u>(2) 球根類は、傷・腐れ・病虫害がなく、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、大きさがそろっているものとする。</u>	2	地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料の寸法は、設計図書によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。 (1) <u>シバ類</u> 、草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。着花類については花及びつぼみの良好なものとする。 (2) 肥よく地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、茎葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのないものとする。	適用諸基準の改正
4	<u>花卉類の材料については、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉および根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとし、着花のあるものについては、その状態が良好なものとする。</u>	3	<u>シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)及び表2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
13	根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これに示されない場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	12	根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	表現の修正
2-3-3	高木植栽工 2 請負者は、樹木の植え付けについては、下記の事項により施工しなければならない。 (9) 請負者は、植栽した樹木については、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じてかん水しなければならない。	2-3-3	高木植栽工 2 樹木の植え付けについては、以下の各号の規定による。	表現の修正
4	請負者は、施肥をする場合は、設計図書に定める量を植物の根に直接触れないように施さなければならない。	4	樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定による。	表現の修正
5	請負者は、樹木の支柱の設置については下記の事項により施工しなければならない。			
6	請負者は、幹巻きを施す樹木については、地際から樹高の60%内外の範囲について幹及び主枝の周囲をわらで厚薄のないように包み、その上から2本合わせのしゅろ縄を10cm内外の間隔に巻き上げなければならない。ただし、幹巻きテープを使用する場合は、しゅろ縄で巻き上げる必要はないものとする。			
2-3-6	地被類植栽工 1 請負者は、地被類の植え付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整形を行わなければならない。その後、植え付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて静かにかん水しなければならない。 2 請負者は、芝の植え付けについては、下記の事項により施工しなければならない。 (4) 請負者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2～5本/枚ずつ打ち込んで止めなければならない。	2-3-6	地被類植栽工 1 受注者は、地被類の植え付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整形を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。 2 芝の植え付けについては、以下の各号の規定による。 (4) 受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2～3本/枚ずつ打ち込んで止めなければならない。	表現の修正 表現の修正

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		2-3-7	<u>草花種子散布工</u>	再編による工種の削除
		1	<u>草花種子散布工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</u>	
			2	<u>受注者は、設計図書に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</u>
2-3-7	播種工	2-3-8	播種工	表現の修正
2	<u>請負者</u> は、設計図書に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期および発芽期間については監督職員と協議しなければならない。	2	<u>受注者</u> は、設計図書に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については <u>設計図書に関して</u> 監督職員と協議しなければならない。	
2-3-8	花壇植栽工	2-3-9	花壇植栽工	表現の修正
	<u>請負者</u> は、花壇植物の植え付けについては、 <u>下記の事項により施工しなければならない。</u>		花壇植物の植付けについては、 <u>以下の各号の規定による。</u>	
	(3) <u>請負者</u> は、花壇植物の植え付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて静かにかん水しなければならない。		(3) <u>受注者</u> は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、設計図書の指示による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて <u>地均しした後</u> 、静かにかん水しなければならない。	表現の修正
2-3-9	樹木養生工	2-3-10	樹木養生工	再編による追記
		6	<u>受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを確認し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</u>	
		7	<u>受注者は、養生柵の施工については、設計図書によるほか、</u>	
		8	<u>公園緑地編3-11-8柵工の規定による。受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</u>	

土木工事共通仕様書（第11編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-3-10	樹名板工 請負者は、樹名板の施工については、 <u>設計図書によるものとし、はずれることのないよう堅固に固定しなければならない。</u>	2-3-11	樹名板工 樹名板工の施工については、 <u>公園緑地編2-3-1一般事項工の規定による。</u>	再編による工種の追記
		2-3-13	芝生保護工 1 <u>芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、設計図書によらなければならない。</u> 2 <u>受注者は、芝生プロテクターの施工については、設計図書によらなければならない。</u>	
		2-3-14	壁面緑化施設工 1 <u>壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、設計図書によらなければならない。</u> 2 <u>請負書は、壁面緑化フェンスの施工については、設計図書によるものとするほか、3-11-8柵工の規定による。</u> 3 <u>請負書は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。</u> 4 <u>請負書は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。</u> 5 <u>請負書は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編、電気設備工事編）の規定による。</u>	再編による工種の追記
第4節 2-4-1 5	移植工 一般事項 請負者は、樹木の運搬については、 <u>下記の事項によらなければならない。</u> <u>(1) 請負者は、樹木の掘り取り後、速やかに植え付け現場に搬入しなければならない。</u> <u>(2) 請負者は、樹木の幹、枝の損傷、鉢崩れ、乾燥のないよう十分養生しなければならない。</u>	第4節 2-4-1 5	移植工 一般事項 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。 また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。 なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。	再編による変更及び追記